平成21年4月1日規程第12号

地方独立行政法人静岡県立病院機構使用料及び手数料規程

(目的)

第1条 この規程は地方独立行政法人静岡県立病院機構中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき、 中期計画に規定するもの以外の使用料及び手数料の額を定めるものとする。

(使用料及び手数料の額)

第2条 前条の使用料及び手数料の額は次のとおりとする。

- 1 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第13条第2項の規定により療養の給付を受ける場合 における使用料及び手数料については、静岡労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定 方法により算定した額
- 2 自動車の運行によって障害を受けた場合の療養であって、自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号)の適用のあるものの使用料及び手数料については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)第1号及び第2号の規定に基づく1点の単価を15円として算出した額並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)の規定により算定した額に2分の3を乗じて得た額
- 3 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項及び第53条第2項の規定により指定居宅サービスを受ける場合における使用料及び手数料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)第1号及び第2号の規定により算定した額
- 4 前各号に定めるもの以外の使用料及び手数料は、別表のとおりとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第20号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構使用料及び手数料規程は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に駐車場の使用を許可した者に対して適用し、施行日前から引き続き駐車している者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構使用料及び手数料規程別表(8)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入院した者(平成23年11月30日以前に入院の予約をした者を除く)について適用し、施行日前から引き続き入院している者及び平成23年11月30日以前に入院の予約をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第32号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構使用料及び手数料規程別表(3)の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入院した者(平成26年11月30日以前に入院の予約をした者を除く)について適用し、施行日前から引き続き入院している者及び平成26年11月30日以前に入院の予約をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成 27 年規程第 11 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 10 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第41号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第43号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年規程第 22 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年規程第 17 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人静岡県立病院機構使用料及び手数料規程別表(24)の規 定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に予約した者について適用し、施行日前か ら予約している者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年規程第 18 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和元年規程第18号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和元年規程第22号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年規程第25号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年2月1日から施行する。

### 附 則(令和3年規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則(令和3年規程第22号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

# 附 則(令和3年規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年2月1日から施行する。

### 附 則(令和4年規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

### 附 則(令和4年規程第18号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

# 附 則(令和5年規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。ただし、静岡県立総合病院においては、令和5年5月7日から適用する。

## 附 則(令和5年規程第23号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年11月1日から施行する。

# 附 則(令和6年規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。

# 附 則(令和6年規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

### 附 則(令和6年規程第27号)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第32号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年5月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。

附 則 (令和7年規程第29号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第31号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年11月1日から施行する。

### 別表

7712				
種別	単位	金額	(円)	備考
(里力)	平位.	税抜	税込	1用石
(1) 文書料				
ア 証明書				同一文書を同時に2通以上請求す
(ア)入院、通院、分娩、出産証	1 通につき	2,000	2, 200. 00	るときは、1通を増すごとに左記
明書等簡易なもの				料金の2分の1の額を加算する。
(イ) 療養費支払証明書で明細書	1通につき	1, 500	1, 650. 00	
のないもの等簡易なもの				
(ウ) 療養費支払証明書で明細書	1通につき	2, 500	2, 750. 00	
のないもので複雑なもの				
(エ) 療養費支払証明書で明細書	1通につき	3, 500	3, 850. 00	
のあるもの等複雑なもの				

イ 診断書				
(ア) 死亡診断書(除籍のため に使用する死亡診断書 を含む。)で簡易なもの	1通につき	2, 500	2, 750. 00	
(イ) 死亡診断書で特定の用紙を 使用し病状経過を詳細に記 入したもの等複雑なもの	1通につき	5, 500	6, 050. 00	
(ウ)健康診断書で入学就職等に 使用する簡易なもの	1通につき	2, 500	2, 750. 00	
(エ)健康診断書で特定の用紙を 使用し身体状況を詳細に記 入したもの等複雑なもの	1通につき	3, 500	3, 850. 00	
(オ) 公費申請用診断書等で身体 状況を詳細に記入したもの 等複雑なもの	1通につき	3, 500	3, 850. 00	
(カ) 公費申請用診断書等で更新 時に使用するもの	1通につき	3, 500	3, 850. 00	
(キ) 休業診断書	1通につき	2, 500	2, 750. 00	
(ク) 身体検査書	1通につき	2, 500	2, 750. 00	
(ケ) 生命保険に係る診断書	1通につき	5, 500	6, 050. 00	
(コ) 恩給、国民年金、自動車賠 償責任保険に係る診断書等 複雑なもの	1通につき	5, 500	6, 050. 00	
(サ) 身体障害者に係る診断書	1通につき	3, 500	3, 850. 00	
ウ 意見書	1通につき	5, 500	6, 050. 00	
工 死体検案書	1 通につき	5, 000	5, 500. 00	
(2)調査料				
ア 生命保険等死因調査料	1件につき	5, 500	6, 050. 00	
イ 死体検案料	1体につき	5, 000	5, 500. 00	
(3)分娩料(保険診療を伴う分娩に おける分娩介助料を含む。)				1 休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178
ア 県立総合病院	 1 児につき	128, 000	非課税	号) に規定する休日及び12月29
イ 県立こども病院	1児につき	200, 000	非課税	日から翌年の1月3日までの日
T XX.E.C. OWING	77010 70	200,000	31 WNDL	(同法に規定する休日を除く。) をいう。以下同じ。)でない月曜日から金曜日の午前6時から午前8時30分までの時間及び午後5時30分から午後10時までの時間並びに休日でない土曜日の午前6時から午後10時までの時間については左記料金に25,600円(県立こども病院にあっては25,000円)(非課税)を加算し、

_	T		T	
				休日でない日における午後10時
				から翌日の午前6時までの時間
				及び休日については左記料金に
				51,200円(県立こども病院にあ
				っては67,000円)(非課税)を加
				算する。
				2 産科医療補償制度対象の分娩
				料は1児につき12,000円(非課
(A) further (A) to see	4 🖂 - 3	100 000	J L ⇒EE 1¥	税)を加算する。
(4)無痛分娩料	1回につき	160, 000	非課税	
(5)新生児介補料	1日につき	5, 000	非課税	
(6) 拡大新生児スクリーニング	1回につき	5, 500	非課税	
検査料				
(7) プロウペス膣用剤を使用した	1回につき	23, 200	非課税	
処置料				
(8)インプラント義歯手数料				材料費及び特殊なものは実費を加
ア 基本料	1回につき	114, 546	126, 000. 60	算する。
イ 支持連結装置	1組につき	46, 364	51, 000. 40	
ウ 二次手術基本料	1本につき	20,000	22,000.00	
工 関連手術料				
(ア) 骨移植(サイナスリフト)	方顎につき	49, 091	54, 000. 10	
(イ) 骨移植術 (GBR、ベニア	1/3顎につき	39, 091	43, 000. 10	
グラフト、オンレイグラフ				
F)				
(ウ) 粘膜移植術 (粘膜グラフト)	1箇所につき	39, 091	43, 000. 10	
(エ) 骨移植術 (サンドイッチグ	1箇所につき	80, 910	89, 001. 00	
ラフト)				
(才) 骨延長術	1箇所につき	80, 910	89, 001. 00	
(カ) 骨採取 (口腔内)	1箇所につき	30,000	33, 000. 00	
(キ) 骨採取(腸骨)	1箇所につき	85, 455	94, 000. 50	
(ク) 関連手術実施基本料	1回につき	20, 910	23, 001. 00	
(9)皮膚レーザー照射料	1 照射につき	910	1, 001. 00	
(10) 頭皮冷却療法料				
ア 装置使用料	1回につき	7, 000	7, 700. 00	
イ 専用キャップ (賃貸)	1回につき	7, 000	7, 700. 00	
ウ 専用キャップ (購入)	1個につき	90,000	99, 000. 00	

(11) 単一遺伝子疾患患者の遺伝学的	1 件につき	39, 091	43, 000. 10	検査:	 名及び対象	 疾患
検査料	- 111	,			検査名	対象疾患
				1	CYP21A2	21水酸化酵素欠損症
				2	CYP17A1	17α水酸化酵素欠損症
				3	GNAS	偽性副甲状腺機能低下症
				4	GATA3	HDR症候群
				5	MEN1	MEN1
				6	RET	MEN2
					AVPR2	MDI (D
				7	AQP	腎性尿崩症
				8	AVP	家族性中枢性尿崩症
				9	VHL	VHL病
				10	THRB	甲状腺ホルモン不応症
				11	POU1F1	複合性下垂体ホ
				11	PROP1	ルモン欠損症
(12) メチオニンPET検査料	1回につき	55, 000	60, 500. 00	外来	患者に限る	0
(13) がんゲノムパネル検査料		860, 000	946, 000. 00			
(OncoPrime)	1回につき	300, 000	340, 000. 00			
	1回に 26	360, 000	396, 000. 00	検体 合	の状態等に	起因する中止の場
(14)NIPT検査料	1回につき	198, 000	非課税			
(15) 健康診断料				1	 受診科が 2	科以上になる場合
ア 一般健康診断料	1人につき	2, 873	3, 160. 30	は	、1科を増	自すごとに1,437円
イ 乳幼児健康診断料	1人につき	静岡県との	間に、母子保	(5	脱込1,580.	70円)を加算する。
		健法(昭和	140年法律第	2	一般健康診	:断に伴う検査は、
		141号) 第1	3条の規定に	保	険点数によ	り算出する。
		基づく乳児	見健康診査の	3	乳幼児及び	<b>ド妊産婦健康診断の</b>
		実施につい	ヽて締結した	内	容は、乳児	健康診査実施要領及
		協定に規定	ごする額と同	び	妊婦健康認	診断実施要領に定め
		額とする。		るか	建康診査と	し、これを超える部
ウ 妊産婦健康診断料	1人につき	静岡県との	間に、母子保	分	は保険点数	により算定する。
		健法(昭和	140年法律第			
		141号)第1	3条の規定に			
		基づく妊婦	健康診査の			
		実施につい	<b>て締結した</b>			
		協定に規定	ごする額と同			
		額とする。				
(16) 個室使用料						び退室の日は、そ
ア 特別室(A)	1日につき	26, 400	29, 040. 00			して算定する。(た
イ 特別室(B)	1日につき	16, 200	17, 820. 00			日に個室等使用料
ウ 特別室 (C)	1日につき	8, 400	9, 240. 00			室等の間で退室及
エ 特別室 (D)	1日につき	27,600	30, 360. 00			場合にあっては、
才 特別室 (E)	1日につき	12,000	13, 200. 00			は1日として算定
· · · · · · ·						
	1日につき	9,600	10, 560. 00	U:	ない。)	

		を加算した		の午前6時から午前8時30分及
			込 330.00 円)	3 休日でない月曜日から金曜日
			対したエヤロ	の移送のキロ数による。
			、600円(税 円)に1キロ	送の場合のキロ数の算定は患者
			ペートルを超	2 往診の場合のキロ数の算定は、往路のキロ数により、患者移
ア 普通自動車又は中型自動車		600	660.00	者の移送の場合に限る。 2 往診の場合のキロ数の算定
(18) 自動車使用料			222 21	1 使用料の徴収は、往診又は患
(10) 点孔 大學 四級				
エ 膵ドック	1回につき	90,000	99, 000. 00	
				途2,873円(税込3,160.30円)を 徴収する。
				5 前立腺がん検診希望者は、別 徐2 873円 (税込3 160 30円) を
				収する。
				4,300円(税込4,730.00円)を徴
				4 乳がん検診希望者は、別途
				途保険点数により算定する。
				下生検法を実施した場合は、別
				3 2に掲げる検査に伴い内視鏡
				込2,321.00円)を徴収する。
				検査希望者は、別途2,110円(税
				100
				(税込3,310.10円)を 収する。
ウ 1日人間ドック	1回につき	39, 610	43, 571. 00	1 子宮がん検診希望者は、別途 3,191円(税込3,510.10円)を徴
ウ 1日1日 いこと	1回にへき	20 610	49 E71 00	1 乙宁花/松泳圣母老は 마瓜
イ 長期人間ドック(2泊3日)	1回につき	141, 250	155, 375. 00	
場合				
(イ) HCV抗体検査を実施する	1回につき	61,000	67, 100. 00	
い場合		= ,	,,	
(ア) HCV抗体検査を実施しな	1回につき	62,000	68, 200. 00	
ア 短期人間ドック(1泊2日)				四土区川州は州州東門にかる。
(17) 人間ドック料				る。 個室使用料は別途負担とする。
				院の5E病棟の個室等に適用す ス
テー母子室	1日につき	4, 500	4, 950. 00	5 コからシまでは、県立総合病
ツ 2人室(循環器)	1日につき	1, 000	1, 100. 00	等である。
チ 個室B	1日につき	7, 000	7, 700. 00	院、テは県立こども病院の個室
タ 個室A	1日につき	6, 000	6, 600. 00	4 アからツまでは、県立総合病
ソ 特別室(循環器C)	1日につき	8, 400	9, 240. 00	限度とする。)
ス 特別室(循環器A) セ 特別室(循環器B)	1日につき 1日につき	18, 000 16, 800	19, 800. 00 18, 480. 00	「ただし、出産の目から1月を
シ 特別室(北館F)	1日につき	8, 400	9, 240. 00	3 妊婦甲及び四座後の人院の場   合は、消費税相当額を減額する。
サ 特別室(北館E)	1日につき	13, 200	14, 520. 00	ない。 3 妊婦中及び出産後の入院の場
コ特別室(北館D)	1日につき	14, 400	15, 840. 00	場合は、個室等使用料を徴収し
ケー特別室(北館C)	1日につき	10,800	11, 880. 00	より個室等に入れる必要のある
ク 特別室(北館B)	1日につき	16, 800	18, 480. 00	2 患者の病状又は病室の都合に

) 1 1111 4 31 -4				where the control is the world of
イ 大型自動車		700	770.00	び午後5時30分から午後10時ま
		·	ートルを超	での時間並びに土曜日及び休日
			、700円(税	の午前6時から午後10時までの
			円) に1キロ	時間については左記料金の5割
			増すごとに	増しとし、午後10時から翌日の
			入440.00円)	午前6時までの時間について
		を加算した	領)	は、左記料金の10割増しとする。
				4 自動車の区分は道路交通法
				(昭和35年法律第105号)の区分 による。
(19) 布団使用料		+ 1		1 敷布団、掛布団、各 1 枚及び枕
ア 布団 (1組)	1日につき	137	150. 70	「一般和団、拇和団、骨工仪及び化 をもって1組とする。
イ 布団 (1枚)	1日につき	91	100. 10	2 貸出日又は返還日はそれぞれ
	1日につき	91	100. 10	1日として算定する。
(20) 死体処置料	1 体につき	5, 000	5, 500. 00	入院患者の場合は、2,000円(税込
(20) 76 PKC EM	11410 70	5,000	0, 000.00	2,200.00円)とする。
	1回につき	5, 000	5, 500. 00	2,200.00円) とする。   入院患者の場合は、1,500円(税込
(94) 7917971911年1天/1971	1 11 10 20	0,000	0,000.00	1,650.00円) とする。
(22) 駐車場使用料				1 県立総合病院の一般駐車場に
ア 外来患者(下記イを除く)又	1回につき	100/1.1	100.00	限る。
は付添者で病院が認めた者				2 オに掲げる者が 1 時間を超え
イ 外来患者の内、駐車禁止車両				て使用する場合は、1時間を超
除外標章または静岡県ゆずり			a. Int	える時間30分までごとに
あい駐車場利用証を提示した		<b>無</b>	料	100/1.1円(税込100.00円)を加
者で、病院が認めた者				算する。
ウ 入院患者の内、緊急入院によ	1日につき	500/1.1	500.00	
る者で、病院が利用を認めた者				
エ 業務上利用する者で、病院が		無	料	
認めた者	1 吐胆子~	200 /1 1	900 00	
オー上記以外の者	1時間まで	200/1.1	200. 00	
(23) 特別初診料				特別初診料とは、他の病院又は診
				療所からの文書による紹介がある
				場合及び緊急その他やむを得ない
ア 歯科以外	1回につき	7, 000	7, 700. 00	事情がある場合に受けた者を除く
				初診に対する特別の料金をいい、
イ 歯科	1回につき	5, 000	5, 500. 00	県立総合病院及び県立こども病院
				において徴収する。
(24) 特別再診料				特別再診料とは、他の病院又は診
ア 歯科以外	1回につき	3, 000	3, 300. 00	療所に対し、文書による紹介を行
イ 歯科	1回につき	1, 900	2, 090. 00	う旨の申出を行ったのにもかかわ
				らず、当該病院を受診した者 (緊急
				その他やむを得ない事情を除く)
				の再診に対する特別の料金をい
				い、県立総合病院及び県立こども
				病院において徴収する。

(25) 特別入院料	1日につき	伊险从份目	 月療養費に係	特別入院料とは、厚生労働大臣の
(20) 村が八州元本	1 1 1 1 1 1 2		のないでの費用	定める評価療養及び選定療養(平
			定方法(平成	成18年厚生労働省告示第495号)第
			労働省告示第	2条第7号に定める入院期間が
			表第2に掲げ	180日を超えた日以後の入院に係
			女に相当する	る療養に対する特別の料金をい
		額に 110/	100 を乗じた	う。
		額		
(26) 女性外来予約診察料	1回につき	3, 000	3, 300. 00	
(27) 受診前相談	1回につき	5,000	5, 500. 00	1 県立こころの医療センターに
				おいて受診前に家族等本人以外
				の者が医師に受けるものに限
				る。 の
				2 原則として、1回おおむね1
(28)遺伝カウンセリング料	初回1時間	10,000	11, 000. 00	時間以内とする。
(20) 8 10 / 7 - 2 / 7 / 11	2回目以降30分	5, 000	5, 500. 00	
	延長30分毎	5, 000	5, 500. 00	
(29) 保護者カウンセリング料	初診30分	5, 000	5, 500. 00	
	以後15分ごと	2, 500	2, 750. 00	
	再診15分ごと	2, 500	2, 750. 00	
(30) 臨床心理士によるカウンセリン	初回	5, 000	5, 500. 00	原則として、1回おおむね50分以
グ料	2回目以降	3,000	3, 300. 00	内とする。
(31) 患家訪問時手数料	5kmにつき			1 上限は4,560円(税込5,016.00
		228	250.80	円)とする。
				2 有料道路を使用した場合に
				は、別途実費を徴収する。
				3 必要に応じて減免することが
(20)				できる。
(32) 文献複写手数料 ア 白黒	1枚につき	46	50.60	
イ カラー	1枚につき	91	100. 10	
ウ 白黒FAX	1枚につき	91	100. 10	
(33) 低残渣食料	1個につき	1,000	1, 080. 00	軽減税率
(34) エバシェルド接種料				
アー初診	1回につき	2, 818	3, 099. 80	
イ 再診	1回につき	964	1, 060. 40	
(35) 妊孕性温存療法				
アの単組織凍結				
(ア) 卵巣組織採取術	1回につき	600, 000	660, 000. 00	入院料・手術料・検査料等含む。
( 1 ) 阳嵌如燃沫针口去烧和啊	1回にへき	100 000	200 200 00	凍結保存を開始した場合に算定す
(イ) 卵巣組織凍結保存管理料	1回につき	182, 000	200, 200. 00	る。
				凍結保存の開始から1年を経過し
(ウ) 卵巣組織凍結保存維持管	1年につき	11,000	12, 100. 00	ている場合であって、保存に係る
理料			,	維持管理を行った場合に、1年に
				1回限り算定する。

イ 卵子凍結					
(ア) 卵子凍結保存管理料					
a 1個	1回につき	50, 000	55, 000. 00	東結保存を開始した場合に算定す る。	
b 2~5個	1回につき	70, 000	77, 000. 00		
c 6~9個	1回につき	102, 000	112, 200. 00	υ <sub>0</sub>	
d 10個以上	1回につき	130, 000	143, 000. 00		
(イ) 卵子凍結保存維持管理料	1年につき	35, 000	38, 500. 00	凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回限り算定する。	
(36) 子宮内膜刺激法(SEET法)	1回につき	30,000	33, 000. 00		
(37) 子宮内膜擦過術(内膜スクラッ チ法)	1回につき	10,000	11, 000. 00		
(38) 子宮内細菌叢検査2(フローラ 検査)	1回につき	45, 000	49, 500. 00		
(39) ヒアルロン酸を用いた生理学的 精子選択術 (PICSI法)	1回につき	20,000	22, 000. 00		
(40)(1)から(39)までに掲げる以 外のもの		争	<b>毛費</b>		